

廿日市市地域公共交通利便増進実施計画

平成30年	10月	策定
令和 元年	12月	改訂
令和 2年	12月	改訂
令和 3年	8月	改訂
令和 4年	2月	改訂

廿 日 市 市

目 次

第1章 地域公共交通利便増進実施計画策定について.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 立地適正化計画との整合・連携.....	2
3 地域公共交通利便増進事業の実施区域.....	3
4 地域公共交通利便増進実施計画の計画期間.....	3
5 再編の全体スケジュール.....	4
6 地域公共交通利便増進事業の対象路線.....	5
第2章 令和4年4月実施の路線再編について.....	7
1 事業内容・実施主体.....	7
2 路線再編の内容.....	9
(1) 中山間部(玖島方面)の路線再編.....	9
3 関連事業.....	13
(1) 交通結節点や乗継拠点等の機能向上.....	13
(2) 市自主運行バスへのICカードシステム整備.....	14
(3) 車両や施設のバリアフリー化の推進.....	15
第3章 廿日市市における支援の内容.....	16
(1) 地域公共交通網の確保・維持に対する支援.....	16
(2) 住民組織による地域内交通の導入に対する支援.....	16
(3) 住民説明会の開催.....	16
(4) 交通事業者や沿線地域との連携による利用促進.....	16
第4章 地域公共交通計画に位置付けられた事業.....	17
第5章 事業の効果.....	21
1 事業の効果.....	21

2 立地適正化計画との整合・連携

本市では、今後の人口減少と少子高齢化の更なる進行に対応するため、生活に必要な機能を適正に配置しながら公共交通ネットワークと連動した持続可能なまちづくりを目指し、「廿日市市立地適正化計画（以下、「立地適正化計画」という。）」の策定に取り組んでいます。

立地適正化計画等に基づく集約型都市構造（コンパクトシティ）の実現に向けては、メリハリのついた土地利用の誘導など立地適正化の施策と併せ、各拠点間や拠点と交通結節点を結ぶ公共交通ネットワークの形成が不可欠となります。

こうしたことから、地域公共交通利便増進実施計画における取り組みやその後の公共交通の見直しに際しては、集約型都市構造の進捗状況や地域の実情を踏まえながら、立地適正化計画と整合・連携した持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ることとします。

※以下、廿日市市立地適正化計画（平成 30 年 3 月策定）より引用

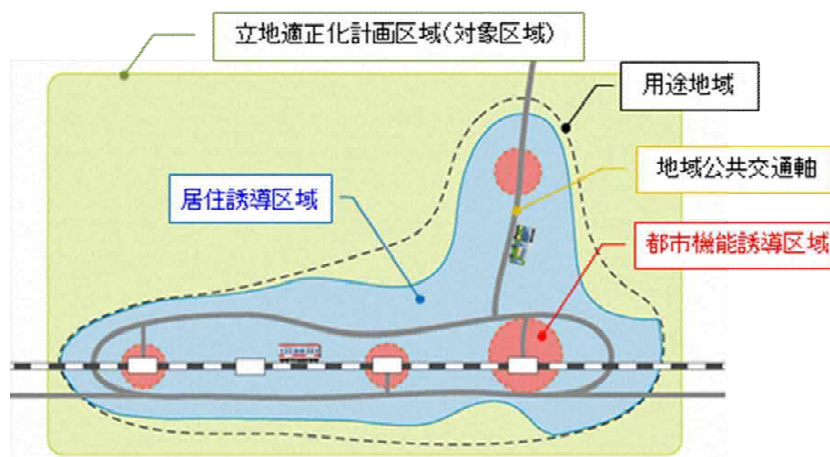


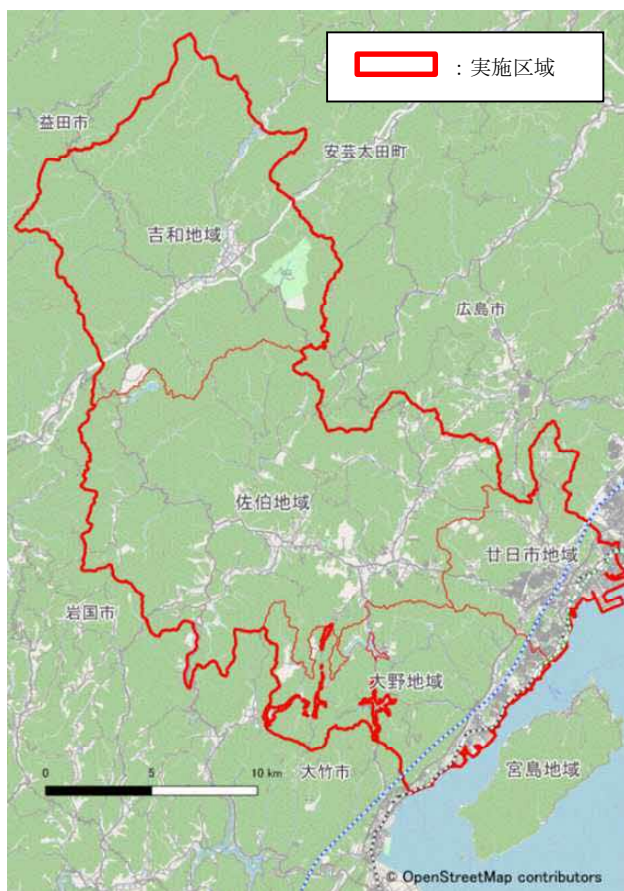
図 2 立地適正化計画による都市構造イメージ



図 3 各誘導区域の設定時期

都市再生特別措置法に基づく本計画の対象区域は広島圏都市計画区域及び佐伯都市計画区域とします。ただし、本計画の対象区域外である宮島地域や吉和地域をはじめとした都市計画区域外の地域においても、他の手法により地域での暮らしが継続できるよう検討していきます。 【目標年次】 令和 2 2（2040）年度

3 地域公共交通利便増進事業の実施区域



吉和・佐伯・大野・廿日市の各地域を地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）の実施区域とします。

図 4 再編事業実施区域

4 地域公共交通利便増進実施計画の計画期間

計画期間は、平成 31 年 1 月から令和 5 年 3 月までの約 4 年間とします。

5 再編の全体スケジュール

平成31年1月より再編後の運行を開始した中山間部、令和2年3月に再編後の運行を開始した沿岸部において、令和2年3月の再編実施後、各路線の利用実態等を踏まえ、令和5年度（計画期間満了後）を目途に必要なに応じた運行体制等の見直しを想定しています。

▼利便増進事業の全体スケジュール

区分	事業の概要	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
中山間部	(1) 津田～吉和間の路線再編 広電バスから市自主運行バスに転換		津田～吉和間自主運行バスの見直し運行開始			
	(2) 沿岸部～津田間の路線再編 津田線の運行サービスの見直し	見直し後の津田の運行開始			必要に応じた運行体制やサービス内容の見直し	
	(3) 玖島方面の路線再編 バス路線を市自主運行バスに一本化	見直し後の佐伯地域自主運行バス玖島線の運行開始				
	(4) 浅原方面の路線再編 交通結節点への接続を踏まえた見直し		佐伯地域自主運行バス浅原線の見直し運行開始			
	交通結節点整備、市自主運行バスの運賃体系見直し、バス車両購入など	準備	「さいき文化センター」、「吉和福祉センター」などの交通結節点を運用開始			
沿岸部	(1) 廿日市地域の路線再編 鉄道と路線バスの役割分担による効率化		広電バス 宮園・四季が丘団地線 見直し運行開始			
			広電バス 阿品台線 見直し運行開始		必要に応じた運行体制やサービス内容の見直し	
			廿日市さくらバス西循環 見直し運行開始			
			廿日市さくらバス宮内ルート 見直し運行開始			
			廿日市地域の路線見直しに併せて、一部廿日市地域を運行する津田線の見直し運行開始			
	ICカードシステム（パスピー）の導入、交通結節点の機能向上、バス車両購入など		準備	さくらバスへのパスピー導入など運用開始		

6

地域公共交通利便増進事業の対象路線

地域公共交通利便増進事業の対象路線は下表に示す通りです。実施区域内を運行する地域公共交通利便増進事業対象路線以外の路線は、計画期間中、基本的に現行のサービス内容を維持します。

▼利便増進事業の対象路線

方面など		路線名	事業※	平成31年（2019年） 1月の再編内容	令和2年（2020年） 3月の再編内容	令和3年（2021年） 3月の再編内容	令和3年（2021年） の再編内容	令和4年（2022年） 4月の再編内容
中山間部	吉和方面 （津田～吉和間）	上栗栖・吉和線 広島電鉄(株)	1	●路線の一部区間廃止 （津田～広電吉和車庫間） ●系統廃止	—	—	—	—
		津田～吉和間自主運行バス（吉和さくらバス） (有)津田交通	1	●路線新設 （さいき文化センター～津田～吉和車庫※間） ※旧：広電吉和車庫 ●系統新設 ●津田線とのダイヤ調整 ●均一運賃化	●路線の一部区間新設 ●停留所の新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更 ●津田線とのダイヤ調整 ●協議運賃の設定	—	—	—
	沿岸部～津田間	津田線 広島電鉄(株)	1	●路線延長 （廿日市市役所佐伯支所前交差点～さいき文化センター間） ●路線の一部区間廃止 （楽々園周辺の一部区間） ●系統廃止 ●運行回数の変更（増便） ●ダイヤ調整（日中等間隔運行）	●路線の一部区間新設 ●路線の一部区間廃止 ●運行経路の変更 ●運行系統の廃止（分割） ●運行回数の変更 ●ダイヤ調整 ●上限運賃の設定及び実施運賃の変更 ※沿岸部側の路線再編	●運行回数の変更 ●ダイヤ調整	●利用者負担額の軽減 ※10月～再編	—
	玖島方面	玖島線 広島電鉄(株)	2	●路線の一部区間廃止 （玖島～玖島分れ間） ●系統廃止	—	—	—	—
		佐伯地域自主運行バス 玖島線 佐伯交通(有)	2	●路線の延長 （廿日市市役所佐伯支所前交差点～さいき文化センター間） ●系統廃止 ●系統新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更（増便） ●津田線及び佐伯さくら号玖島・友和線とのダイヤ調整 ●均一運賃化	—	—	—	●路線の一部区間の新設 ●運行経路の変更 ●停留所の新設
		佐伯さくら号 玖島・友和線 佐伯交通(有)	2	●運行回数の変更（運行日の追加による増便） ●津田線及び佐伯地域自主運行バス玖島線とのダイヤ調整	—	—	—	—
	浅原方面	佐伯地域自主運行バス 浅原線（佐伯さくらバス） (有)津田交通	2	●路線の延長 （廿日市市役所佐伯支所前交差点～さいき文化センター間） ●経路変更 ●津田線とのダイヤ調整 ●均一運賃化	●運行回数の変更 ●津田線とのダイヤ調整	—	—	—
沿岸部（廿日市地域）	宮園・四季が丘 阿品台方面	廿日市さくらバス西循環 広島電鉄(株)	2	—	●路線の一部区間新設 ●路線の一部区間廃止 ●系統の新設 ●停留所の新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更 ●ダイヤ調整 ●協議運賃の設定	—	●運行事業者の変更 （(株)廿日市カープタクシーへ転換） ※令和4年4月～再編	—
	宮内方面	廿日市さくらバス 宮内ルート 広島電鉄(株)	2	—	●運行経路の変更 ●運行回数の変更 ●ダイヤ調整 ●協議運賃の設定	—	●運行事業者の変更 （(株)廿日市カープタクシーへ転換） ※令和4年4月～再編	—
	宮園・四季が丘 方面	宮園・四季が丘団地線 広島電鉄(株)	2	—	●路線の一部区間新設 ●路線の一部区間廃止 ●系統の廃止（分割） ●運行回数の変更 ●上限運賃の設定及び実施運賃の変更 ●路線維持に向けた運行の効率化や運行事業者等の見直しを検討	—	—	—
	阿品台方面	阿品台線 広島電鉄(株)	2	—	●系統の廃止（分割） ●運行回数の変更 ●路線維持に向けた運行の効率化や運行事業者等の見直しを検討	—	—	—

※地域公共交通計画に位置付けられる地域公共交通利便増進事業
事業1：利用状況や地域の実情に応じた地域間幹線の再構築
事業2：利用状況や地域の実情に応じた支線の再構築

なお、利便増進事業の対象ではないが運行計画・事業計画を見直す路線と現状維持の路線（ダイヤ調整は随時実施）については、下記の通りです。

▼利便増進事業の対象ではないが運行計画・事業計画を見直す路線

方面など		路線名	事業※	平成31年（2019年） 1月の再編内容	令和2年（2020年） 3月の再編内容	令和3年（2021年） 4月の再編内容	令和3年（2021年） の再編内容	令和4年（2022年） 4月の再編内容
沿岸部	原・川末方面	原・川末線 広島電鉄㈱	－	－	●運行事業者の変更 （市自主運行バスへ転換）	－	－	－
		廿日市さくらバス 原ルート 廿日市交通㈱	－	－	●路線の新設 （長野方面へルート延伸） ●停留所の新設 ●均一運賃化	－	－	●路線の一部区間の新設 ●運行経路の変更 ●停留所の新設
		後畑地区予約型乗合 タクシー（後畑ルート） 廿日市交通㈱	－	－	●路線の新設 （原市民センター～極楽寺 駐車場～アルカディアビレ ッジ） ●停留所の新設	－	－	●運行車両の変更 ●運行回数の変更
	宮内・佐方方面	廿日市さくらバス 東循環 広島電鉄㈱	－	－	●系統の廃止 （宮内ルート・佐方ルートに 分割）	－	－	
		廿日市さくらバス 佐方ルート 広島電鉄㈱	－	－	●路線の一部区間新設 ●停留所の新設 ●路線の一部区間廃止 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更	－	●運行事業者の変更 （廿日市交通株式会社へ 転換） ※10月～再編	
	大野方面	おおのハートバス 東西横断ルート ㈱ささき観光 ※一部地域間幹線系 統	－	－	●系統の廃止 ●系統の新設 ●路線の一部区間新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更	－	－	
		おおのハートバス 東ルート ㈱ささき観光	－	－	●系統の廃止 ●系統の新設 ●路線の一部区間新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更	－	－	
		おおのハートバス 西ルート ㈱ささき観光	－	－	●系統の廃止 ●系統の新設 ●路線の一部区間新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更	－	－	
		おおのハートバス 沿岸ルート ㈱ささき観光	－	－	●系統の廃止 ●系統の新設 ●路線の新設 ●運行経路の変更 ●運行回数の変更	－	－	●運行経路の変更
	吉和地域	吉和デマンドバス （㈱津田交通）	－	－	－	●運行事業者の変更 （NPO 法人ほっと吉和へ 転換） ●区域の新設 ●協議運賃の設定	－	
		吉和地域内巡回バス NPO 法人ほっと吉和	－	－	－	●路線の新設 ●協議運賃の設定	●系統の新設 ※7月～再編済	

▼現状を維持する路線

運行 区域	路線名	系統または区間 （起点～経由地～終点）	運営主体
1	佐伯デマンドバス 浅原線	－	（㈱津田交通）
2	佐伯デマンドバス 飯山・中道線	－	
3	佐伯デマンドバス 所山線	－	佐伯交通（㈱）

※年末年始及びお盆の時期、イベント開催日などについては、ニーズに応じて一部系統の減便・増便・系統新設を行います。

第2章

令和4年4月実施の路線再編について

1 事業内容・実施主体

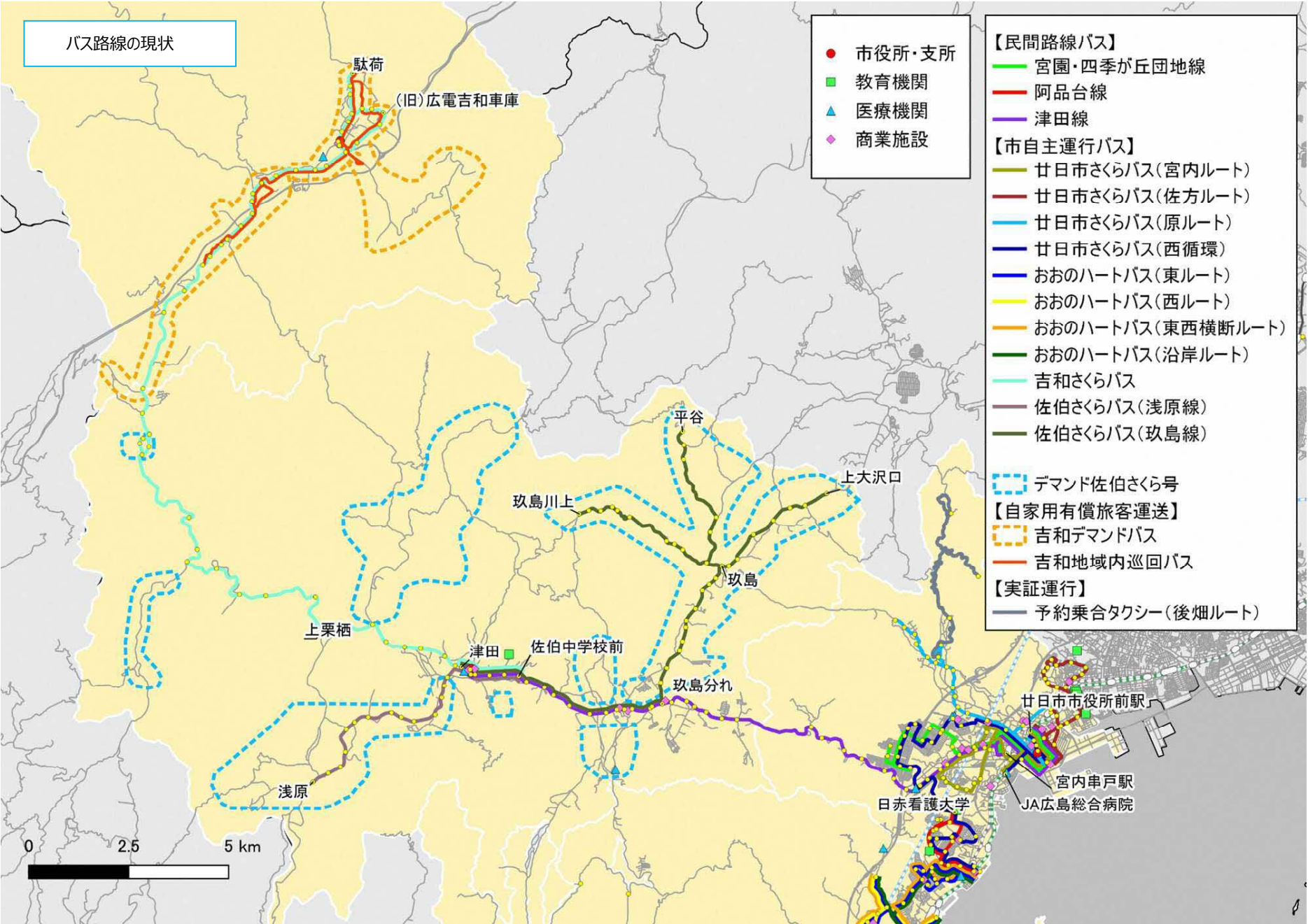
中山間部における公共交通ネットワークの形成及び関連事業の内容は次のとおりです。
令和4年4月1日から、玖島小学校の跡地に、「玖島の里づくり交流拠点施設（玖島花咲く館）」が開館することに伴い、バスの乗り入れを行います。玖島花咲く館バス停を新設し、一部の系統を除き、起終点を玖島花咲く館バス停に変更します。

▼事業内容

項 目	事 業 内 容	実施主体 (運行事業者)
(1) 中山間部の路線再編		
玖島方面 令和4年4月～	佐伯地域自主運行バス玖島線 ● 路線の一部区間の新設 (玖島～玖島花咲く館間) ● 運行経路の変更 ● 停留所の新設	廿日市市 (佐伯交通(有))

※路線維持に向けた運行の効率化や運行体制等（運行事業者や運賃体系、便数など）の見直しについて、
市など関係機関と検討を行う。

再編の全体像



2 路線再編の内容

(1) 中山間部（玖島方面）の路線再編

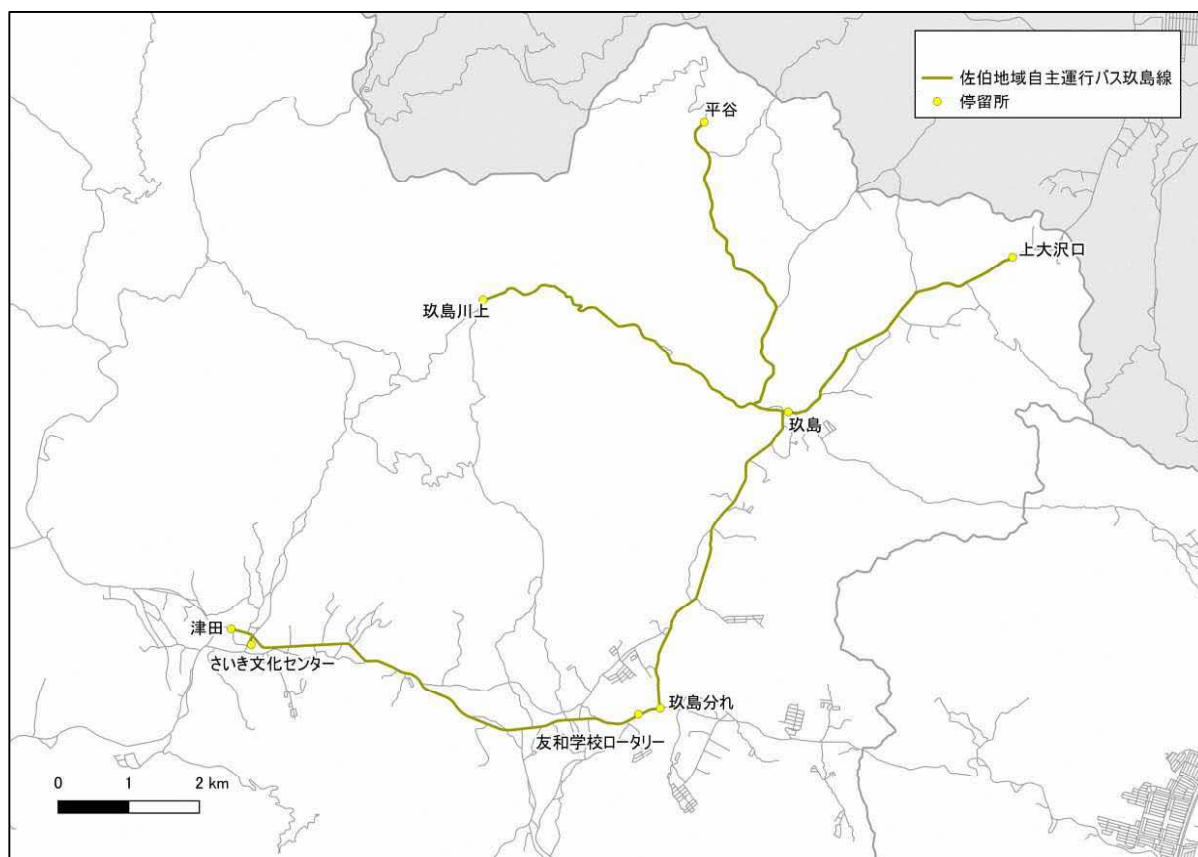
① 佐伯地域自主運行バス玖島線

◆ 運行のねらいと運行内容

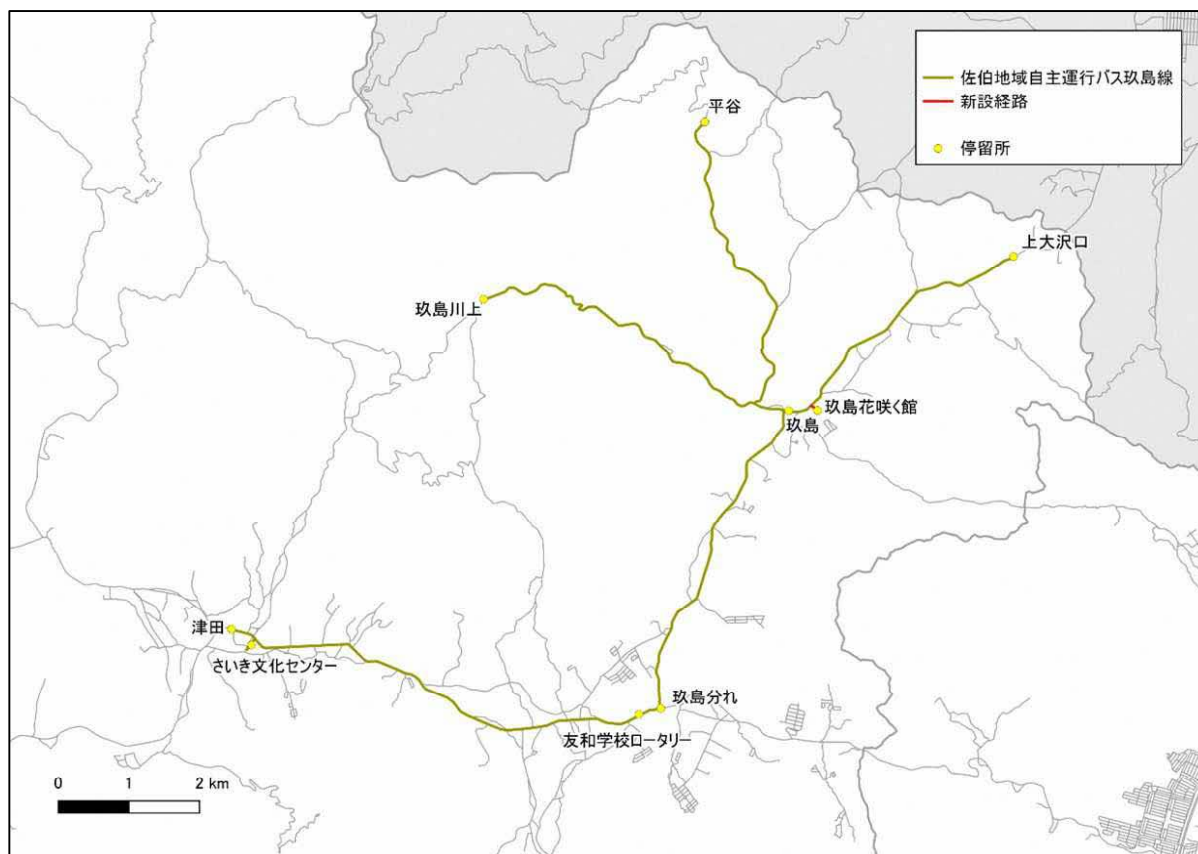
■運行のねらい		
● 令和4年4月1日から、玖島小学校の跡地に、「玖島の里づくり交流拠点施設（玖島花咲く館）」が開館することに伴い、バスの乗り入れを行うことで、利用促進を図る。		
■運行内容		
項 目	旧（現状）	新（再編後）
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業
運 営 主 体	廿日市市	廿日市市
運行事業者	佐伯交通有限会社	佐伯交通有限会社
運 行 形 態	路線定期運行	路線定期運行
運 行 車 両	小型バス	小型バス
運 行 便 数	【平日：13便】 玖島～玖島分れ～友和学校ローター（2便） 玖島～川上ほか～玖島（1便） 友和学校ローター～玖島～川上ほか（1便） 玖島～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（6便） 玖島～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（3便）	【平日：13便】 玖島花咲く館～玖島分れ～友和学校ローター（2便） 玖島～川上ほか～玖島（1便） 友和学校ローター～玖島～川上ほか（1便） 玖島花咲く館～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（6便） 玖島花咲く館～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（3便）
	【土曜日：11便】 玖島～川上ほか～玖島（1便） 友和学校ローター～玖島～川上ほか（1便） 玖島～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（5便） 玖島～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（4便）	【土曜日：11便】 玖島～川上ほか～玖島（1便） 友和学校ローター～玖島～川上ほか（1便） 玖島花咲く館～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（5便） 玖島花咲く館～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（4便）
	【日祝日：9便】 玖島～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（5便） 玖島～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（4便）	【日祝日：9便】 玖島花咲く館～友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（5便） 玖島花咲く館～友和学校ローター・佐伯中学校前・さいき文化センター～津田（4便）
	均一運賃 （大人150円、小児100円）	均一運賃 （大人150円、小児100円）
	（運行便数欄のとおり）	（運行便数欄のとおり）

◆ 路線図

【旧（現状）】

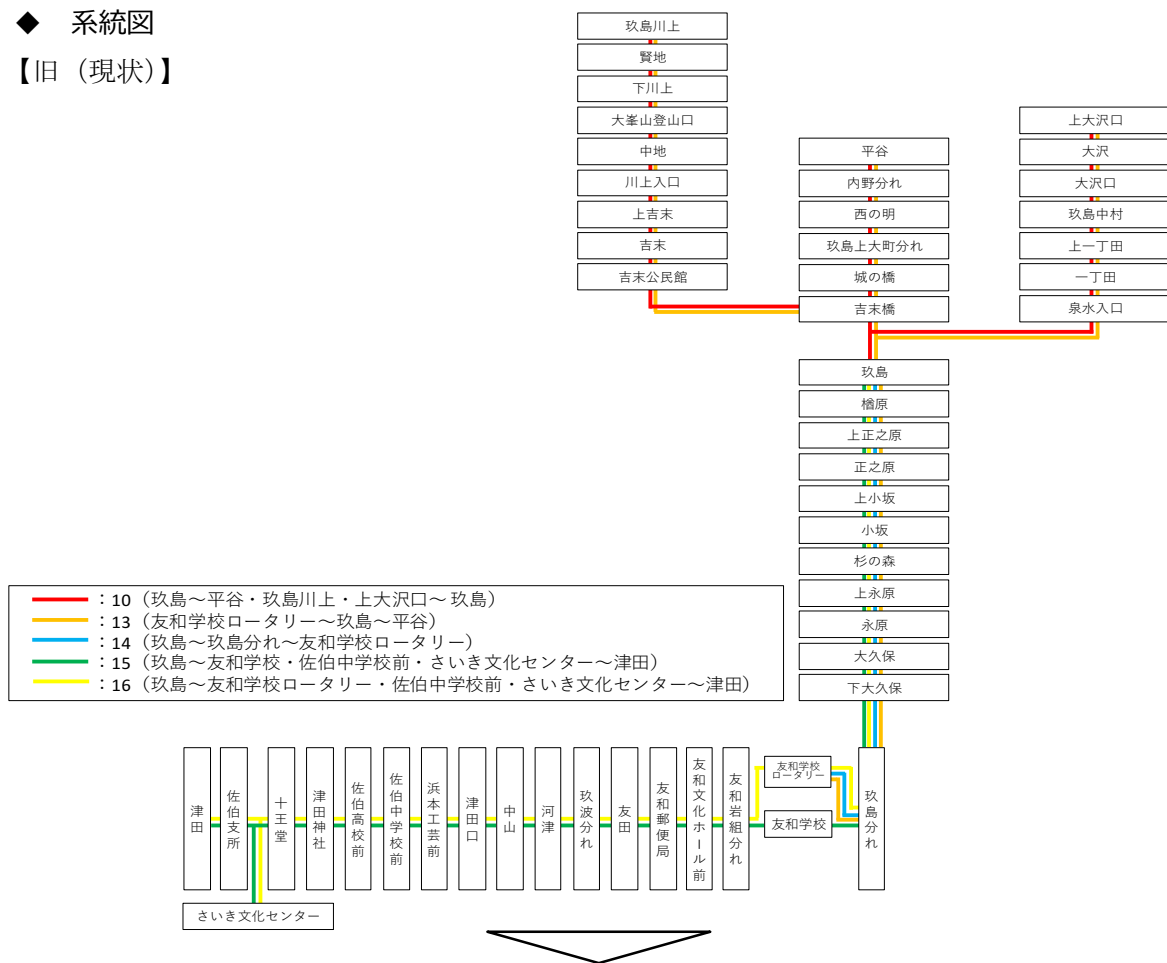


【新（再編後）】

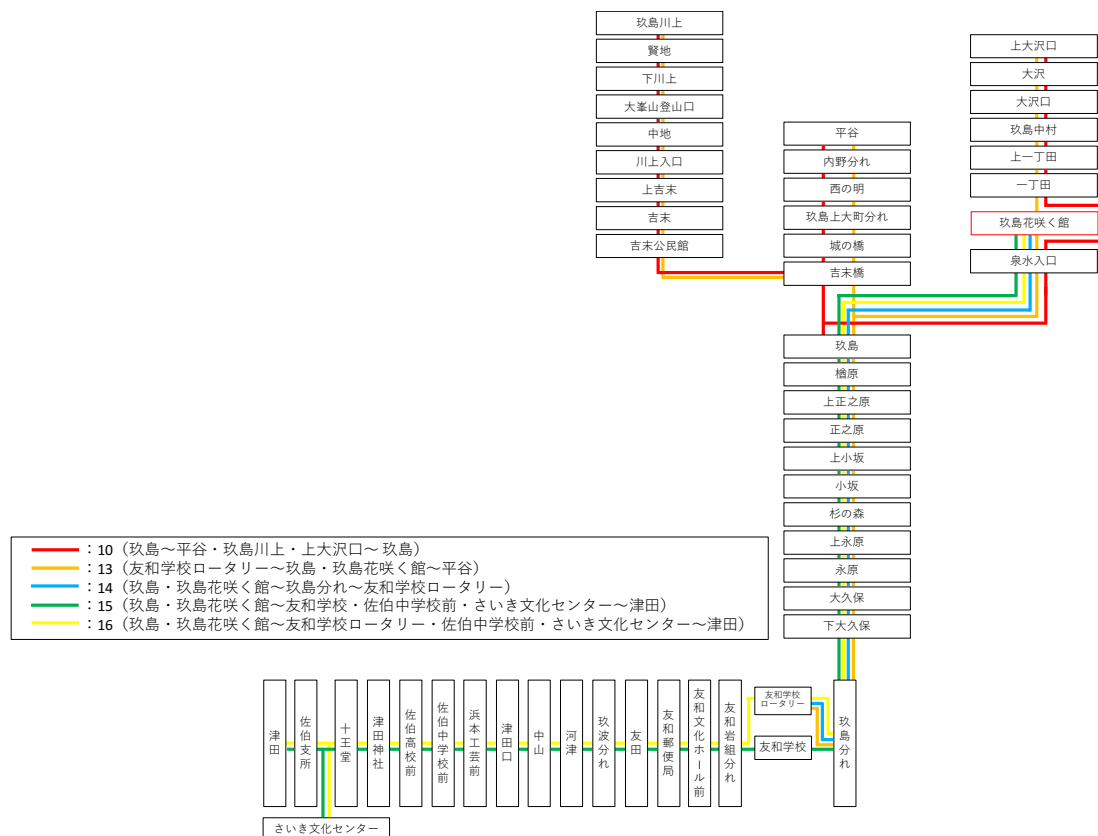


◆ 系統図

【旧（現状）】



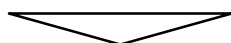
【新（再編後）】



◆ 系統表

【旧（現状）】

番号	運行系統			キロ程	運行回数		
	起点	経由地	終点		月～金	土	日祝
10	玖島	平谷・玖島川上・上大沢口	玖島	24.6	0.5	0.5	0.0
13	友和学校ロータリー	玖島	平谷	24.5	0.5	0.5	0.0
14	玖島	玖島分れ	友和学校ロータリー	4.5	1.0	0.0	0.0
15	玖島	友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター	津田	10.3	3.0	2.5	2.5
16	玖島	友和学校ロータリー・佐伯中学校前・さいき文化センター	津田	10.5	1.5	2.0	2.0



【新（再編後）】

番号	運行系統			キロ程	運行回数		
	起点	経由地	終点		月～金	土	日祝
10	玖島	平谷・玖島川上・上大沢口	玖島	24.6	0.5	0.5	0.0
13	友和学校ロータリー	玖島・玖島花咲く館	平谷	24.7	0.5	0.5	0.0
14	玖島花咲く館	玖島分れ	友和学校ロータリー	4.8	1.0	0.0	0.0
15	玖島花咲く館	友和学校・佐伯中学校前・さいき文化センター	津田	10.6	3.0	2.5	2.5
16	玖島花咲く館	友和学校ロータリー・佐伯中学校前・さいき文化センター	津田	10.8	1.5	2.0	2.0

※運行回数は1便を0.5回とする

3 関連事業

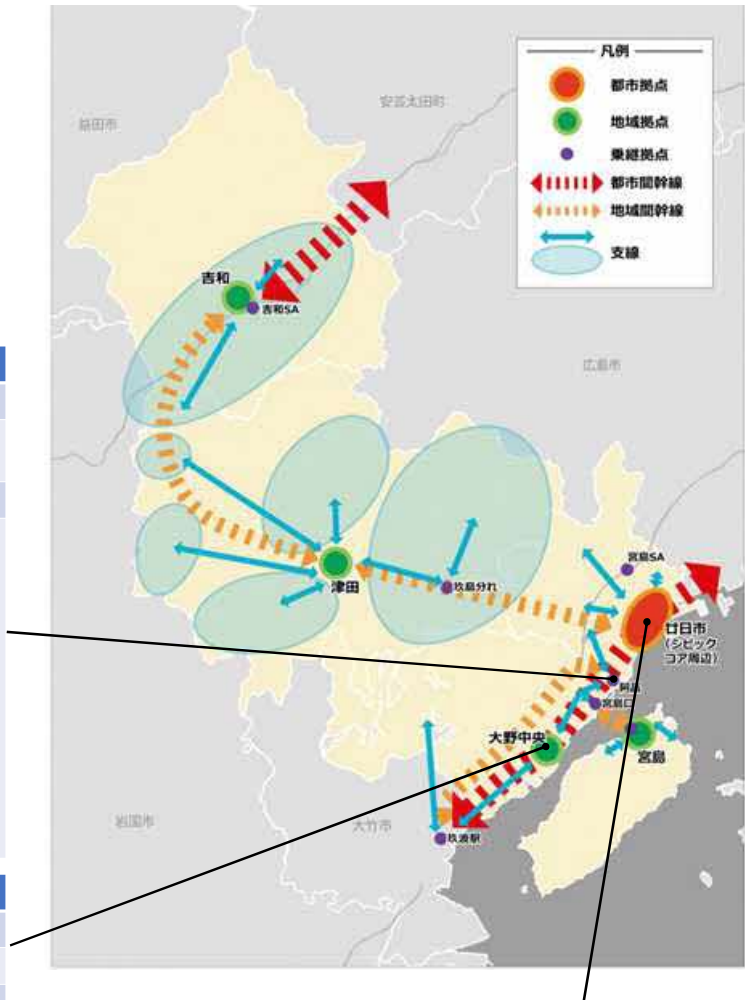
(1) 交通結節点や乗継拠点等の機能向上

沿岸部の路線再編と併せた交通結節点等の整備により、バス待ちの負担軽減やバス相互の円滑な乗継ぎ利用による移動の利便性向上を図ります。

広電阿品駅	
実施時期	令和2年3月運用開始
関係路線	広電バス阿品台線、廿日市さくらバス、おおのハートバス
型	21.5インチ基盤型



大野市民センター付近	
実施時期	令和2年3月運用開始
関係路線	おおのハートバス各ルート
型	43インチスタンド型



参考：さいき文化センターロビーのスタンド型



廿日市市役所	
実施時期	令和2年3月運用開始
関係路線	広電バス（佐伯線、宮園・四季が丘団地線、阿品台線の一部）、廿日市さくらバス
型	43インチスタンド型



(2) 市自主運行バスへの I C カードシステム整備

費用対効果等を踏まえたうえで、交通系 IC カード『PASPY』対応機器を市自主運行バスに整備し、利便性の向上を図ります。『PASPY』を導入するまでの間は、多頻度利用者の負担軽減策として回数券等の割引サービスを継続します。

■中山間部

多頻度利用者の負担軽減や乗継ぎ利用を踏まえた回数券・定期券を導入した。運用面の課題などから、平成 30 年度の再編では『PASPY』導入を見送ったが、将来的な導入に向けて引き続き検討を行う。

■沿岸部

実施時期：路線再編（令和 2 年 3 月）と合わせて『PASPY』運用開始

導入路線：廿日市さくらバス原ルート、廿日市さくらバス西循環、

廿日市さくらバス宮内ルート、廿日市さくらバス佐方ルート

【PASPY による割引サービス】

項 目	サービス内容
PASPY 割引	乗車ごと運賃に対して最大 10%割引（大人 150 円⇒140 円）
乗継割引	バスとバス又は電車とバスを 1 時間以内に乗り継いだ場合、2 回目に乗車したバス又は電車で PASPY 割引後の運賃からさらに 20 円（小児 10 円）を割引

※ おおのハートバスについては、車両更新を踏まえて導入時期を調整することとし、導入までの間は「特別回数券制度」などの割引サービスを継続する。

▼PASPY の利用イメージ



▼PASPY のイメージ



出典：PASPY ホームページ

(3) 車両や施設のバリアフリー化の推進

誰もが便利に安心して利用できるよう、車両や施設（交通結節点等）のバリアフリー化を推進します。民間路線バス・市自主運行バスについては、更新時期にあわせて低床型のバス車両及びバリアフリーに配慮した小型車両を順次導入します。また、鉄軌道については、低床型車両の導入によりホームとの段差を解消するほか、J R 駅構内のエレベーター整備やホームへの内方線付き点状ブロック（視覚障がい者安全誘導用）の整備などにより、高齢者、障がい者等の移動の円滑化を促進します。



JR 前空駅下り線構内EV



JR227 系レッドウイング



廿日市さくらバス



広島電鉄グリーンムーバーエイベックス

【計画期間中に実施するバリアフリー化事業】

- J R 前空駅下り線構内エレベーター等整備（平成 30 年度完了）
- 広電宮島線への超低床車両導入（H30 年度～）※継続実施
- 低床バスの導入（広電バス、市自主運行バス）※継続実施

第3章

廿日市市における支援の内容

(1) 地域公共交通網の確保・維持に対する支援

地域住民の生活を支える地域公共交通網を確保・維持していくため、国・県との適切な役割分担を踏まえたうえで、市自主運行バス及び民間路線バスの運行事業者に対して必要な支援を行います。

(2) 住民組織による地域内交通の導入に対する支援

住民組織が主体となって運営する地域内交通の導入に関して、国・県との適切な役割分担を踏まえたうえで、住民組織と調整を図りながら必要な支援を行います。

(3) 住民説明会の開催

再編事業の内容に関して住民への周知と利用促進を図るため、各地域において住民を対象とした説明会を開催します。

(4) 交通事業者や沿線地域との連携による利用促進

交通事業者や沿線の観光交流施設、商業施設等とのタイアップにより、市民や来訪者に対して公共交通利用を促進するほか、市ホームページなどを活用した利用促進策等の情報発信の充実を図ります。

第4章

地域公共交通計画に位置付けられた事業

事業名	事業概要	実施主体	実施時期
地域主体による移動手段確保の取組へのサポート制度の構築	● 多様化する移動ニーズへの対応には地域と行政の連携が不可欠であり、行政によるソフト・ハードの支援制度を創設し、周知を図ることで、地域（自治会やNPO法人、商工会等）が主体となった移動手段確保の取組を促進 ● 取組を行う意向のある地域に対し、他の自治体（広島市や山口市等）の制度を参考にしながら、ケーススタディとして地域のサポートを行い、本市に合ったサポート制度を構築 ● 初期段階においては、制度の検討とともに、他の自治体の取組について情報提供を行い、地域を担うリーダーを育成 ● 利用しやすい地域公共交通を実現するため、計画策定段階から住民が参画する検討会等を開催	廿日市市 地域 交通事業者	※事業主体との調整により実施を検討



▲サポート制度のイメージ（山口市）

事業名	事業概要	実施主体	実施時期
運転免許返納者等に対する運賃割引制度等の導入	● 運転免許証を自主的に返納した高齢者に対する公共交通の利用支援制度を導入し、県警等関係機関と連携した周知を図る。 【支援制度の内容】 対象 運転免許証を自主返納し、本支援制度の申請時、市内に住民登録をしている70歳以上の方 支援メニュー ※いずれか一つを選択 ① 市自主運行バス無料利用者証（交付日から2年間有効） ② 交通系ICカード「PASPY」 1万円相当 ③ 市内タクシー利用助成券 1万円相当（申請年度末まで有効） その他 申請期間は運転免許自主返納から12ヶ月以内とし、支援は1回限り 平成30年4月より事前準備を行い、6月から申請受付開始済み [今後の検討課題] ● 身体機能の低下等により返納を余儀なくされた人に関しては福祉施策も含めた対応を検討 ● 商業施設等、その他民間事業者のサービスを含めた、公共交通利用へのインセンティブ付与を検討	廿日市市 広島県警 交通事業者 ほか	H30年度～
沿線との連携による利用促進	● 店舗や施設等と連携し、公共交通による来訪者への割引等について検討 ● 利用目標の共有等により、市民や地域と連携した公共交通の利用促進を実施 ● イベント等において公共交通のPRを実施 ● 市自主運行バスについては、沿線環境の変化に伴う新たな移動ニーズを踏まえ、ダイヤ・ルート等の見直しを検討  ▲宮島水族館とのタイアップによる利用促進（ラッピング車両：宮島島内乗合タクシー）	廿日市市 交通事業者 沿線施設等 地域	地域ごとの再編を踏まえた実施

事業名	事業概要	実施主体	実施時期
転入者を対象としたモビリティ・マネジメントの実施	● まだ移動に関する習慣がついていない転入者に対して、窓口でわかりやすい情報提供媒体（公共交通マップ等）と公共交通利用のメリット等を整理した動機づけ資料を配布することで公共交通利用を促進 ● 公共交通に関するお試し乗車券等をセットにすることで、利用することへの抵抗感を軽減することを検討  ▲動機付け資料のイメージ（国土交通省）	廿日市市交通事業者	地域ごとの再編を踏まえた実施
高校生を対象としたモビリティ・マネジメントの実施	● 高校生は自家用車を運転できないため、公共交通の利用者となることが期待されるが、近年は自家用車による送迎が多い。 ● 高校入学時に、バス路線、ダイヤ、定期券等の情報を提供し、公共交通利用を促すための働きかけを行う。 ● 放課後の塾等への立ち寄りによる行きと帰りの経路不一致にも対応するため、学生フリー定期券等の導入を検討  ▲動機付け資料のイメージ	廿日市市交通事業者 学校	地域ごとの再編を踏まえた実施

事業名	事業概要	実施主体	実施時期
宮島来訪者を対象としたモビリティ・マネジメントの実施	● 宮島口の渋滞緩和のため、自家用車による宮島口への直接乗り入れを抑制するモビリティ・マネジメントを実施 ● パークアンドライド等により、鉄道並びに宮島口から出る航路以外の航路の活用を促進	廿日市市 鉄道事業者 航路事業者	関係課・関係機関との調整により実施を検討



▲宮島来訪者を対象としたパークアンドライドの取組

出典：宮島口交通円滑化協議会資料

第5章

事業の効果

1 中山間地域全体での効果

事業の効果	内容	再編前	再編後
利便性	表 1 路線再編における各分野への効果に記載		

2 路線再編における各分野への効果

上記に示した利便性向上以外にも、公共交通のサービスを充実することにより、教育・医療・福祉など他分野への様々な効果が想定されます。各方面の再編事業対象路線別に見直しの効果を示します。

表 1 路線再編における各分野への効果

項目	方面など	路線名	利便性	効率性	その他の効果
中山間部	玖島方面	佐伯地域自主運行バス玖島線	令和4年4月1日から、玖島小学校の跡地に、「玖島の里づくり交流拠点施設（玖島花咲く館）」が開館することに伴い、バスの乗り入れを行うことで、利用者の移動利便性を向上	—	- 高齢者が自ら外出できるようになることで、健康増進や介護予防につなげ、医療費などの増大を防止 - 観光地やイベント時の移動手段を確保することで、地域の拠点間や近隣他市間の交流を活性化 - 個人での移動ではなく、乗り合わせて移動し、地域住民が顔を合わせることで、地域コミュニティを強化 - 災害時に燃料不足などで自家用車が利用できなくなった場合の地域の移動手段確保 - 高齢化が進展し、高齢者の交通事故が増加しているため、自家用車以外の移動手段を確保し、高齢者ドライバーの交通事故を防止 - 公共交通サービスの充実により、自家用車からバス利用に転換を促すことで、環境への負荷を低減